

田近英三氏文書（1）概要

- 1: 文書群番号 107031
- 2: 文書群名 田近英三氏文書（1）
- 3: 出所 田近英三家（庄屋ほか）
- 4: 家業・役職等 庄屋、戸長
- 5: 地名 摂津国武庫郡西昆陽村／兵庫県武庫郡西昆陽村／武庫郡武庫村西昆陽／尼崎市西昆陽／尼崎市西昆陽2・3丁目ほか
- 6: 行政区分 幕府領／尼崎藩領／兵庫県第8区／常吉組戸長役場／武庫村／尼崎市
- 7: 歴史
西昆陽村は武庫地区の大字。市域北西部、武庫川の東岸、昆陽（現伊丹市）の西方に位置し、西国街道が村域を通過していた。史料上の初見は康永4年（1345）「御教書引付」（お茶の水図書館成篋堂文庫所蔵興福寺大乘院文書/兵庫県史料編中世7）で西小屋庄とある。対岸の田近も同荘の一部であったが、16世紀初めころ武庫川の洪水で田近が流出し村民が西昆陽へ移住、荒野となった田近の地は西昆陽の一部となった。
近世初期には幕府領、元和3年（1617）尼崎藩領となった。村高は「慶長十年撰津国絵図」に276.82石、「元禄郷帳」に353.645石、「天保郷帳」に354.103石とある。西昆陽一村で昆陽井〔ゆ〕を利用した。西昆陽の南に接する常松地内に西国街道の髭の渡しがあり、武庫川西岸への船渡しは西昆陽と常松が月番で担当した。氏神は須佐男神社（近世には牛頭天王社）、寺院は浄土真宗本願寺派円宗寺。ほかに近世には真言宗無本寺当福寺があった。
明治22年（1889）以降は武庫村、昭和17年（1942）以降は尼崎市の大字となった。昭和44年には田近野が平左衛門新田との交換により西宮市に移った。昭和59年の住居表示により西昆陽となったほか、一部が武庫之荘・常松となった。
- 田近家は代々新右衛門を襲名し、庄屋を勤めた。近代の当主は新七と名乗った。田近家住宅のうち母屋や蔵など5棟が登録有形文化財として登録されている。
- 8: 伝来 田近家に代々伝わる文書を、平成19年（2007）9月14日、田近英三氏より借用、平成28年（2016）11月、ご子息の一泰氏より寄託。
- 9: 史料入手先 田近英三氏
- 10: 点数 330点（目録件数324件）
- 11: 年代 正保5（1648）～明治35（1902）
- 12: 構造と内容 田近英三氏文書は全体で3000点を越える膨大な文書群であるが、その大半は近代の書状類である。受入時、袋詰め状態で、10袋あった。そのためそれぞれ袋ごとに番号を付けた。
田近英三氏文書10袋の内、「袋3」と名付けたものを「田近英三氏文書（1）」とした。本文書群は、昆陽村の近世の村方文書を多く含んでいる。その構造は①免定・訴訟などの村政関係②借用証文などの金融関係③小作や奉公人等との契約関係の文書他からなっている。文書群の半数以上が近世文書であり、天保期が多い。また近代文書も明治期のものまでで、明治0年代が最も多くなっている。
最も古い文書は正保5年の「永代譲り渡し申す作職のこと」である。
- 13: 関連史料 氏田一郎氏文書
- 14: 閲覧条件 原本

15:作成者

城戸八千代

この文書群概要について

- ・この概要は、従来の文書群概要に加え、記録史料記述の国際標準基準（ISAD(G)）に準拠して作成した概要です。
- ・ISAD(G)内の記述のうち、分かりやすくするために、「シリーズ記述」を「分類についての説明」としています。
- ・ISAD(G)は、General International Standard Archival Description の略です。
- ・この記述は、文書群の内容をより分かりやすくするために作成されたものです。
- ・「フォンド記述」については、従来の文書群概要で代替しています

（参考『記録史料記述の国際標準』（2001年、北海道大学図書刊行会））

分類についての説明

	タイトル	数量		記述レベル/資料内容
1	免定	14点	寛政4～文政8	西昆陽村免定
2	訴訟	16点	文化7～嘉永4	銀子返済出入り、預かり米出入り、質物出入りほか
3	土地	39点	正保5～明治20年代	田地売渡証文、家屋敷売渡証文、宅地借り受証文、田畑合計帳など
4	金融	137点	文化14年～明治35年	銀子・金子・米借用証文、質物証文、勘定帳ほか
5	小作	64点	文政3～明治18	近世から近代にかけての小作証文
6	奉公	10点	天保4～明治25	奉公人請け状、近代には雇人請証になる
7	戸籍	8点	天保13～明治18	近世は宗旨関係、近代は戸籍関係
8	水利	4点	明治7、8	『武庫川堤防目論見帳』ほか武庫川普請関係
9	租税	8点	明治6～12	租税米関係ほか『田方租税金取集帳』など
10	村政	7点	近世～近代	村政関係と思われるもの。大庄屋への金子仕送り、出頭の日延べ届、県庁への提出書類など
11	政治	1点	明治9	田近新七への『兵庫県第8大区3小区議員任命書』

	タイトル	数量		記述レベル/資料内容
12	宗教	1点	文化13	教専寺などからの『本山懸銭帳』
13	法令	1点	明治7	違式註違条例に関する布達
14	営業	4点	近世～明治24	営業関係。清酒の売買契約や小車の営業願いなどである。田近家が直接ではないが関わっていたと思われるもの。
15	家	6点	明治11～20	委任状、書状、住所メモなど
16	その他	4点	近世～近代	袋、包紙、反古